



国選弁護日誌

当会会員

奥山 茂 Okuyama Shigeru (75期)



今回は、全盲の私が初めて選任された刑事事件につき、公判に至るまでについての悪戦苦闘ぶりをご紹介しますと考えています。

1 選任に至るまでについて

(1) 全盲の弁護士の刑事弁護の問題点について

私は、令和4年12月に第二東京弁護士会（以下「二弁」という。）に弁護士登録をいたしました。現在は、法テラス東京法律事務所にて執務をしております。

私の初めての国選弁護事件の待機日は、令和5年5月31日でした。当初、この日付を通知された令和5年初頭においては、私は、国選弁護事件につき、時間的に余裕があって、色々な準備ができるようだと思っていました。もちろん、それは大きな間違いでした。そのような状況の中、すぐに問題が生じ始めました。

まず第1の問題は、新人弁護士が刑事弁護を担当するにあたり、通常読むべき書籍が、私にはないということでした。

二弁の皆様をご承知のように、私は全盲でございます。通常の紙ベースの書籍を読むことはできません。また、新人弁護士が読むべき刑事事件に関する書籍の電子データが存在していませんでした。このような中で、どのようにして刑事弁護について事前に準備すればよいのか、思案にくれました。このことは、なにも刑事事件に限ったことではなく、民事事件や家事事件等にも同様に見えることでした。

そこで、私は、まず、新人弁護士が刑事弁護をするにあたって一番読まれるというベーシックな書籍を探し、その書籍を私が所属する事務所の事務局へ渡して、私が読めるように変換していただくよう依頼をしました。

私は、執務に必要な書類を含め、全ての文字はパソコンにインストールした音声ソフトで音声化

して聞いて理解しています。そうすると、私が紙ベースの文字を理解するには、一度その文字を電子データとしての文字に変換する必要があります(以下「テキスト化」といいます)。この文章で書いている内容なら、さほど問題はないように思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、紙ベースの文字を電子データにするには、非常に時間と手間がかかってしまいます。活字をパソコンに画像として取り込み、それをOCRで文字化して、誤字を修正するという作業が必要だからです。事務局が、私の刑事弁護に関する書類等を処理するだけが仕事であれば問題はさほどないのかもしれませんが、事務局は、たくさんの弁護士の多数の事件の事務を処理しています。そのような事務局に手間と時間のかかるテキスト化を依頼することは、ほかの弁護士の事務処理のお時間を取ってしまうだけでなく、事務局の負担も増やしてしまいます。このような状況から、いわば当然の結果というべきか、私の事務所の事務局はパンク寸前にまで至ってしまいました。現在は書籍については、出版社に電子データがないか、あったとしてそれを出してもらえるかを直接交渉して書籍のデータを集めるようにしています。

次に第2として問題になったのは、証拠等の処理でした。証拠書類がテキスト化で対応できるものであればよいのですが、例えば、人の風貌、車であれば、車の走行状態や走行中の周囲の状況等、画像でなければ証拠の内容が把握できないものについての処理をどうするかが問題となりました。

この点については、事務職員が補助について、証拠を説明する等の方法を取ることにしましたが、当然ながら、画像を説明していただく過程で、事務職員の主観が入ってしまいます。そのような主観をどれだけ除外できるようにするか、問題がありました。この問題はいまだ解決できていません。

加えて、証拠が刺激的なものであれば、それを見て説明をする事務職員の精神的な問題が生じてきます。このような精神的な問題は一度生じると消すことができません。そのようなことも事前に検討して、刑事事件を受任するかどうかを判断し

なければなりません。辞任が難しい国選弁護においては、この問題はとても大きなものです。

また、第3に問題になったのは、接見でした。まず、接見室に私以外の者が、たとえ私の補助者だったとしても、拘留所の職員等に入室を許可してもらえるかどうか不明であったことでした。

この点については、先に全盲で合格された方の意見等も聞きながら検討して進めることにしました。現在は、現場の判断に任せる状態になっています。

次に、被疑者や被告人との接見で、被疑者や被告人の説明が動作でなければなかなか表現できない場合をどうすべきかという点が問題となりました。例えば、痴漢事件において、被疑者や被告人が否認している場合、痴漢だとして捕まったときの被疑者や被告人の状況や、周りの人の反応等がどうだったかなどは、大抵動作で「こんな風だった」などと表現される場合が多いだろうと考えられるからです。弁護士の先生方のご承知のことではございますが、被疑者の事件は最長でも23日で被疑者が身柄を解放されるか、起訴されるかが決まります。そのような短期間で、被疑者の接見時点での説明を的確かつ迅速に理解するには、かなりの訓練が必要となります。この訓練は、私だけでなく、補助者が被疑者の動作を的確かつ自分の主観を入れずに私に伝えなければならない点からして、補助者にも通じる問題点です。このような問題は、どの事件でも生じうることであり、どのように処理すべきか考えなければなりません。この点も、まだ解決できていません。

問題点を洗い出せば、まだまだ出てくるのでしょうか、このあたりで一度終結させていただくことにいたします。

(2) 選任事件の検討について

上記のような問題点を踏まえて、そもそも、私が、令和5年5月31日の時点で、現実に刑事弁護を受けることができるのかどうかや、できるとして被疑者段階からにすべきか、又は、被告人段階からにするのが望ましいのか等について4月頃から、二弁の先生方と話し合いをさせていただくよ

うになりました。二弁の刑事弁護委員会の諸先生方には、真に長時間かつ詳細なご議論をいただいたと聞いております。ありがとうございました。

そして、結論としては、刑事事件を配点するが、事件は被告事件で在宅事件にすることのご提案をいただきました。私には全く異存はなく、5月31日に被告事件の選任をお受けすることとしました。

2 選任及び公判直前までについて

(1) 選任事件の内容

5月31日に私が国選弁護として配点された事件は、令和5年1月末の深夜頃に、被告人が、法定速度60kmと定められていた首都高で、101kmオーバーの161kmで走行し、オービスに撮影され、起訴されたという内容の事件（以下「本事件」といいます。）でした。

被告人は、当時交際していた女性が体調を崩したことを心配し、少しでも早く交際相手の下に向かいたく、首都高を上記のような高速で通行してしまったというものでした。

(2) 本事件の主な問題点

(あ) 本事件での最大の問題点は、8月15日と定められた公判期日1週間前まで、被告人と全く連絡が取れなかったということです。もっとも、公判期日は選任時点では決まっておらず、7月の中旬くらいに決定したと記憶しています。

5月31日の選任の際にも、私は選任の担当者から「裁判所も現在被告人と連絡が取れていない状態である。」と言われていました。正直、そのときは、この「連絡が取れていない」という言葉の重みが分かっていませんでした。それなりにいつか連絡は取れるだろうと高をくくっていたからです。

私は、選任されてすぐに事件記録の謄写をお願いし、事件記録を入手してから、事務局にテキスト化を依頼しました。事件記録のテキスト化だけでも1週間ほどは時間がかかったと記憶しています。私は、本事件の記録を受け取ると、それを熟

読しました。そして、熟読するにつれ、私は被告人に詳しい事情を聴取したくなりました。当然なことだと思っています。そこで、私は前もっていたっていた書類に記載されている被告人の携帯電話に電話をしました。もちろん、被告人は応答しませんでした。どの程度被告人に連絡を取ればいいのか分かっていなかった私は、F先生にご助言をいただき、そのご助言を参考に再三被告人へ連絡を取りましたが、被告人からはなんらの応答もありませんでした。

また、本事件をご担当になっている裁判所にお電話をし、書記官に事情をお伝えすると、裁判所も被告人とは連絡が取れないままであることをご説明になりました。書記官も、また、本事件をご担当になった裁判官も、私の障害と事件の現状をよくご理解くださっていました。そこで、今後の裁判の期日の決定や進行等につき、裁判所で打合せをするご提案もいただきました。この打合せで裁判に対する準備をどうすべきかが明確になったと感じています。

そして、この時点から、私は、本事件が認め事件であるのかどうかや、証拠意見はどうするのかについて、どのようにして被告人と打合せをすればいいのかという問題点に気づき、遅ればせながら頭を抱え始めていました。とはいえ、頭を抱えているばかりではいけないので、とにかく、まずは認め事件であることを想定して、事件記録から、証拠意見・弁論及び被告人質問について、検討を始めました。

二弁の新人弁護士が刑事弁護を担当する場合には、刑事弁護にとっても通じていらっしゃる先生が指導弁護士として付いてくださります。私には、I先生が指導弁護士として付いてくださりました。I先生は、お忙しい中、お時間をお取りいただき、わざわざ私の事務所までお出でくださいました。I先生は、事件記録を一読されると、私に色々なご質問をされました。そのご質問に私は明確に答えることができず、事件記録の読み方の甘さを教えてくださいました。また、I先生は事件記録の被告人の写真とオービスの写真を照らし合わせて「本人だろう」とおっしゃいました。私は、「そっか、

写真で本人かどうかを確認する必要があるのか。事件記録だけでも、目で見て確認すべきことがとても多く存在するのだな。」と気が付きました。この「目で見て確認する」という作業ができない私が、目以外のツールでどのように事件記録を確認すべきかについても検討しなければならぬと気が付きました。

その後、私は弁論も作成しました。もちろん、本事件が認め事件であることを前提に作成しました。作成にあたっては、I先生のほかに、刑事弁護にとっても長けていらっしゃるM先生やF先生が熱心にご指導してくださいました。どれくらい書き直したかは記憶していませんが、とにかく被告人が公判に出席した場合を前提に弁論を何度も書き直しました。

(い) 上記のように、私が右往左往していると、公判期日が8月15日に決まったと裁判所から連絡が来ました。もちろん、いまだ被告人とは私も裁判所も連絡が取れていませんでした。

私は被告人と連絡が取れないままに、被告人質問と弁論を起案し続けました。大体被告人質問と弁論ができたと思った公判期日1週間前の8月7日午前に突然被告人から事務所に電話がありました。午後は会えるとの連絡でした。私は、この機会を逃すといつ被告人と連絡が取れるか分からなかったもので、とにかく面会の約束を取りました。

被告人と面会すると、被告人は22歳の若い男性でした。性格も温和で、連絡を取らないことを続けたことで私がイメージしていた被告人とはかなり違っていました。被告人からは、携帯電話は壊れていて、会社から持たされているものであれば電話に出られると説明しました。そこで、私はすぐに会社から持たされている携帯電話の電話番号を聞き取りました。

その後、被告人に事件の内容につき聴取したところ、事件自体に間違いはなく、認め事件であることが確認できました。また、証拠意見も被告人が全て同意でいいということだったので、全て同意ということで検察官にも連絡をしました。

もっとも、私の被告人質問の内容では、被告人に話してもらいたいものが全く引き出せず、公判

まで1週間で全て書き直しました。もちろん、被告人質問を変更するのですから、弁論も全て書き直しになりました。被告人との打合せの重要性を痛感しました。公判までの1週間はかなりハードな時間でした。

3 公判について

公判は、8月15日午前10時開廷予定でした。被告人は、9時半になっても出頭せず、連絡も取れない状態でした。

この状況を書記官に伝えたとこ、書記官も困惑していました。もっとも、被告人は開廷時刻ぎりぎりに出廷したので、公判は開廷できました。

私は被告人と事前の打合せがほぼできていなかったもので、冒頭陳述終了後に、裁判長に対して、被告人との打合せに必要な時間として、30分の休廷をお願いしました。裁判長は30分は若干長いとは感じられていたものの、これまでの事情をよくご理解されていたので、30分の休廷を宣言してもらえました。

打合せが終了し、公判が開廷した直後に被告人質問をしました。被告人は、打合せで話してなかったことを話し始めたりしたので、かなり心配しましたが、結論に影響しない範囲で収まったので、内心ほっとしました。

判決は、懲役5月で執行猶予が2年でした。判決内容は予想の範囲であり、被告人も異存はなかったもので、判決は確定しました。

4 最後に

今回の刑事弁護を担当して、経験していない否認事件の対処法をどうするのかや現場検証等はどうするのかなど、まだまだ直面すらしていない問題点が数多くあります。二弁は刑事事件にたけた先生が沢山いらっしゃいます。そのような先生方に、証拠の内容の見方等の説明をいただいたりして、経験を積めたら幸いだと考えております。■